

第 26 回 共同実施事業管理委員会 議事要旨

日時：令和 4 年 3 月 30 日（水） 17 時 15 分～18 時 00 分

場所：東京都庁第二本庁舎 31 階特別会議室 21

1 議題

- (1) 共同実施事業管理委員会設置要綱の改正について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策作業部会の委員の変更について
- (3) 共同実施事業の経費支払に係る実施協定書及び令和 3 年度協定書の変更について
- (4) 令和 3 年度第 3 四半期の実績報告について
- (5) 令和 3 年度共同実施事業の変更交付申請について
- (6) 令和 3 年度の共同実施事業について
- (7) 共同実施事業により取得した財産の処分について

2 議事経過

- (1) 共同実施事業管理委員会設置要綱の改正について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策作業部会の委員の変更について

上記議題について、「共同実施事業管理委員会設置要綱」（資料 1）、「新型コロナウイルス感染症対策作業部会委員名簿」（資料 2）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 1 の説明概要>

- ・令和 3 年 12 月 21 日に合意した内容(大会経費の取扱いについての合意)を反映するため、共同実施事業管理委員会設置要綱の改正を行った。

<資料 2 の説明概要>

- ・国の人事異動に伴い、新型コロナウイルス感染症対策作業部会の委員に変更があったため、委員名簿に人事異動を反映した。

上記議題について、委員からの意見等はなし。

- (3) 共同実施事業の経費支払に係る実施協定書及び令和 3 年度協定書の変更について

上記議題について、「協定の変更点について」（資料 3）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 3 の説明概要>

- ・資料 3 は、共同実施事業の経費支払いに係る実施協定書及び令和 3 年度協定書の変更点を示したものである。
- ・実施協定の主な変更点は、「目的」と「定義」に、大会経費の取扱いについての合意を反映した点である。
- ・令和 3 年度協定の主な変更点は、過年度に履行完了した経費を対象とする旨を規定したこと、及び共同実施事業負担金(安全対策分)の事務手続きについて規定したことである。

上記議題について、委員からの意見等はなし。

- (4) 令和 3 年度第 3 四半期の実績報告について
- (5) 令和 3 年度共同実施事業の変更交付申請について
- (6) 令和 3 年度の共同実施事業について

上記議題について、「令和 3 年度共同実施事業に係る第 3 四半期執行状況報告の概要」(資料 4-1, 4-2, 4-3)、「令和 3 年度共同実施事業の変更交付申請について」(資料 5)、「令和 3 年度共同実施事業決算の概要」(資料 6-1, 6-2)、「令和 3 年度共同実施事業(パラリンピック分)決算の概要」(資料 6-3, 6-4)、「令和 3 年度共同実施事業(新型コロナウイルス感染症対策関連)決算の概要」(資料 6-5, 6-6)、「共同実施事業負担金(安全対策)交付対象事業費」(資料 6-7, 6-8)、「共同実施事業決算の概要(平成 28 年度～令和 3 年度)」(資料 6-9)に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 4-1, 4-2, 4-3 の説明概要>

- ・資料 4-1 については、共同実施事業の令和 3 年度第 3 四半期の報告となっており、令和 3 年度全体の決算に包含される内容であり、説明は省略する。資料 4-2、4-3 は明細である。

<資料 5 の説明概要>

- ・資料 5 は、共同実施事業の変更交付申請についてである。「当初交付決定額」は V5 ベースで全額執行する予定で交付決定を受けた金額であり、計 2,906 億円となっている。これに対して、「変更交付申請額」が執行見込額となっており、計 1,859 億円である。
- ・「交付済額」は 2,756 億円となっており、受け入れ超過になっているため、今後差額を返還することとなる。

<資料 6-1～6-9 の説明概要>

- ・資料 6-1 は、令和 3 年度の共同実施事業の決算概要であり、オリンピック経費(都負担分)が 1,098 億円、パラリンピック経費が 534 億円で都、国 267 億円ずつの負担となり、オリンピック経費とパラリンピック経費の合計が 1,632 億円となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策関連経費が 353 億円、共同実施事業負担金(安全対策)が 409 億円で

ある。令和3年度の共同実施事業の公費合計額は2,393億円となり、都負担額が1,876億円、国負担額が517億円である。資料6-2は明細である。

- ・資料6-3は、パラリンピック経費の決算概要であり、仮設等からオペレーション等まで項目ごとに主な事業の内容を示している。資料6-4は明細である。
- ・資料6-5は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の決算概要であり、国と都が2分の1ずつ負担する事業が205億円、感染症対策の中心的機能を果たす事業として国全額となる事業が148億円として、計353億円となっている。昨年度の共同実施事業管理委員会において、引き続き議論することとしていた「大会準備のため来日する海外専門人材に対する検体検査にかかる経費」については、大会準備で来日した技術者等に対するPCR検査の経費であり、大会の感染症対策の中心的機能を果たす事業として国全額で整理する。資料6-6は明細である。
- ・資料6-7は、安全対策の交付対象事業費である。大会経費の取扱いについての合意を踏まえて、安全・安心な大会の実施の観点から影響を受けた仮設経費に充当するものであり、仮設等、エネルギー、テクノロジーの経費として計409億円となっている。資料6-8は明細である。
- ・資料6-9は、平成28年度から令和3年度までの通算の決算概要である。オリンピック経費（都負担分）が2,558億円、パラリンピック経費が757億円、新型コロナウイルス感染症対策関連経費が353億円となっており、共同実施事業負担金（安全対策）の409億円を合わせて、合計4,078億円である。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・共同実施事業の執行内容や契約情報の情報公開に取り組んでいただいている中、解散に向けて引き続き丁寧な情報公開に取り組んでいただきたい。パートナー供給契約については、契約上の守秘義務がある中、今後の見通しや対応について確認したい。
⇒ローカルパートナーについては、交渉を随時行っており、全社の公表を目指す。またトップパートナーについては、複数年に亘るIOCとの供給権契約ある中、個別の契約金額の公表は次大会以降のパートナー活動にも影響を及ぼすこともあり、難しい状況である。組織委員会としては、引き続き説明責任を果たす公表の方法を検討していく。

(7) 共同実施事業により取得した財産の処分について

上記議題について、「共同実施事業により取得した財産の処分について」（資料7-1）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料7-1の説明概要>

- ・資料7-1は、共同実施事業により取得した財産処分の概要であり、取得単価50万円以上の処分制限財産となった2,727点の財産については、作業部会で確認してきたものである。
- ・財産の処分に当たり、公用の目的で使うものは無償譲渡での有効活用、残りは有償譲渡や再

生利用を実施しており、今後、財産処分に係る申請を行い、国と都の承認を得た上で、有償譲渡により発生した収益のうち、負担金相当額を納付する。

- ・取得価格 50 万円未満のものについては、消耗品を除き報告対象財産としており、31,583 点の財産が対象である。こちらについても、有償譲渡により発生した収益については、負担金相当額を納付する。

上記議題について、委員からの意見等はなし。

3 意見交換

議事終了後、下記のとおり意見交換が行われた。

- ・共同実施事業管理委員会は、コスト管理と執行統制の強化を趣旨に設立されたものであり、本日も含め公費の妥当性について確認していただいた。これにより、大会を適切に実施することが出来たと思っており、大会の成功に向けて適時適切にご支援いただいたことにつき、御礼を申し上げます。また、財産処分について適切な処分あるいは有効利用をすることが出来たことについても併せて御礼を申し上げます。組織委員会としては、引き続き解散・清算に向けた業務をしっかりと遂行していく。
- ・共同実施事業については、大会の開催に必要な膨大な作業にあたっていただいた関係の方に、心から御礼を申し上げます。また、財産処分については「3R」を達成するために誠実に努力いただいたことについて御礼を申し上げます。大会経費全般については、都議会において、組織委員会の経費削減努力によって、大会経費 V5 を下回る見通しとなったことや、新たな予算措置を講じることなく対応できることを報告出来たことについても感謝を申し上げます。組織委員会の解散を見据えた手続き等については、引き続き協力して取り組んでいく。
- ・共同実施事業委員会の設置以来、組織委員会、東京都の皆様を中心に、共同実施事業の各種調整等を担っていただき、感謝を申し上げます。これまで新型コロナウイルス感染症対策等をはじめ、様々な困難があったものの、パラリンピック経費・新型コロナウイルス感染症対策関連経費を含め、V5 予算額を大幅に下回ることは、関係者の尽力によるものであり、感謝申し上げます。今後情報公開を含む対外説明につき、さらに対応いただきたい。スポーツ庁は 4 月以降、体制変更があり、組織委員会も解散に向けて縮小していくと聞いているが、東京大会を契機として、様々な取り組みがレガシーとして引き継がれる様、スポーツ庁としても取り組んでいく。
- ・東京大会については、コロナ禍での 1 年延期、厳しいコロナ対策の実施がなされた大会であったが、簡素化や経費節減等の努力の結果、都としても国としても追加の公費負担が無いことに至り、この取り組みに感謝申し上げ、敬意を表するところである。内閣官房はオリパラ推進本部が 3 月 31 日をもって期限を迎え、4 月以降体制が変わるものの、オリパラのレガシーを含めて、皆様と協力していきたい。
- ・今大会において、最前線で大会運営をされてきた組織委員会の皆様には、経費の節減に日々

取り組んでいただき、感謝申し上げます。そして内閣官房、スポーツ庁の皆様には、この間様々な取り組みに関して、ご支援、ご協力を賜り、お力添えに心から感謝を申し上げます。また、100回を超える作業部会において、丁寧に内容をご確認いただいたことも含めて、皆様のご尽力、お力添えに心から御礼を重ねて申し上げたい。6月の組織委員会決算まで、引き続き国と都の組織委員会の三者で引き続き連携をしていく。

4 閉会